

刈谷市中小企業振興基本条例

私たちのまち刈谷市は、古くは城下町として栄え、大正時代からの積極的な企業誘致と先人のたゆみない努力の積み重ねにより、工業都市としての基盤を築き、自動車産業の成長と共に、日本有数のものづくりのまちとして飛躍的に発展してきました。この発展は、大企業のみでなく、個性豊かな多くの中小企業によってもたらされたものであります。

刈谷市が日々変化する社会経済情勢の下で、持続的に発展し続けるためには、中小企業が成長発展し、新たな産業を創出するとともに、多様性を確保することが求められます。

そのためには、意欲ある中小企業者が、その創意工夫と努力をもって新分野への進出等に挑戦できる環境や、中小企業に関係する全ての者が連携・協力する環境を整備する必要があります。

そして、こうした環境を整備することは、子どもたちが中小企業者の挑戦やその成果を知る契機となるとともに、自らの可能性を追求し、夢や希望を実現する舞台として中小企業を認識することにもつながります。このことは、中小企業が将来にわたって持続的な経営の安定を実現する上で重要なことであり、刈谷市の産業を一層発展させる原動力となるものです。

私たちは、これらのことを深く認識し、中小企業に関係する全ての者が一体となって、中小企業の振興に取り組むため、ここにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民の役割を明確にし、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関であって、市内で活動を行うものをいう。
- (8) 市民 市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫と自主的な努力を基本とすること。
- (2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、雇用の創出と安定をもたらす重要な存在であると認識すること。
- (3) 市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関、大学等及び市民が連携・協力すること。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、地域に根差した商業及びサービス業が地域社会で果たす役割の重要性に鑑み、当該商業及びサービス業の活性化を図るため、必要な措置を講ずるものと

する。

- 3 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。
- 5 中小企業者は、育児又は介護を行いながら勤務する従業員に対し、配慮するよう努めるものとする。
- 6 中小企業者は、従業員が地域社会における自主的な活動に参加し、及び貢献することを応援するよう努めるものとする。
- 7 中小企業者は、児童及び生徒に対し、職業体験の機会を提供する等により勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新並びに中小企業者が実施する社会貢献を積極的に応援するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業者の存在が自らの事業活動及び従業員の安全で安心な暮らしに重要であることを認識し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者の経営基盤の強化及び経営の革新の取組を支援するよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第9条 支援機関は、自らの高い専門性を生かして、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第10条 大学等は、人材育成並びに研究開発及びその成果の普及における取組を通じて、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、市、国、愛知県、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び支援機関との連携を通じた研究開発を行うとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第11条 市民は、中小企業者が地域社会において重要な存在であることを理解し、中小企業者の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 経営基盤の強化及び経営の革新の促進を図ること。

(2) 地域資源を活用した新たな技術及び事業の開発の支援を図ること。

(3) 創業の支援及び事業の承継の円滑化を図ること。

(4) 知識及び技能の向上等のための人材育成及び雇用の安定を図ること。

(5) 資金調達の円滑化を図ること。

(6) 販路拡大のための積極的な広報活動及び異業種交流を図ること。

(7) 地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する中小企業者の活動の活性化を図ること。

(8) 児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成を図ること。

(9) 市が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業者の受注機会の増大を図ること。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取し、中小企業の実態を把握するものとする。

(中小企業振興会議)

第13条 市長は、中小企業の振興を総合的かつ効果的に推進するため、刈谷市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 振興会議は、中小企業の振興に関し、施策、計画その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。

3 振興会議は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 中小企業者の役員

(2) 中小企業団体を代表する者

(3) 学識経験を有する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の検証)

第15条 市長は、必要に応じてこの条例の内容について検証し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

2 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条

例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 7 号を第 4 8 号とし、第 4 6 号の次に次の 1 号を加える。

(4 7) 中小企業振興会議委員 日額 6, 4 0 0 円

第 4 条第 2 項ただし書中「第 2 条第 1 項第 4 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 8 号」に改める。